

草津町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和6年4月

草津町

■目次

1. はじめに	1
2. 背景	2
(1) 気候変動の影響	2
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
3. 基本的事項	5
(1) 目的	5
(2) 対象とする範囲	5
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 計画期間	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	6
4. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 「温室効果ガス総排出量」	7
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	8
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	9
5. 温室効果ガスの排出削減目標	10
(1) 目標設定の考え方	10
(2) 温室効果ガスの削減目標	10
6. 目標達成に向けた取組	11
(1) 取組の基本方針	11
(2) 取組の内容	11
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	11
(1) 推進体制	11
(2) 点検・評価・見直し体制	14
(3) 進捗状況の公表	14

1. はじめに

このたび、2030 年度までの草津町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「草津町地球温暖化対策実行計画（地域施策編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大変大きくなっています。また、草津町においても、極端な大雨や最高気温の上昇、降雪量の変化など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指しています。また、群馬県においても、群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030 が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

草津町においても、ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和 6 年（2024 年）4 月

草津町長 黒岩 信忠

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑

戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 自治体でしたが、2020 年 10 月時点においては 166 自治体へ増加し 2023 年 6 月末時点においては 973 自治体と加速度的に増加しています。なお、群馬県においては 18 自治体が表明しております。

2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2023年6月30日時点



- 東京都・京都市・横浜市を始めとする**973自治体**（46都道府県、552市、22特別区、305町、48村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。

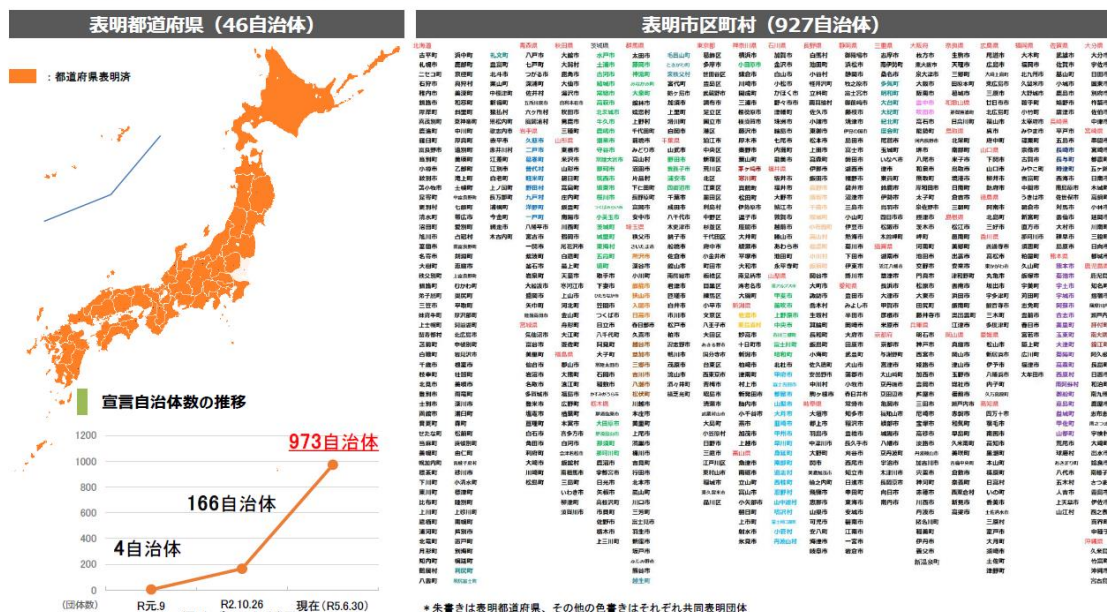


図 1 2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2023）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

3. 基本的事項

(1) 目的

草津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「草津町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、草津町が実施している事務及び事業に関し温泉熱の有効活用の継続、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

草津町事務事業編の対象範囲は、草津町役場庁舎内における全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

草津町には麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院等が存在しないため、 N_2O （亜酸化窒素）等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、草津町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（ CO_2 ）のみとします。

(4) 計画期間

2024 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

草津町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画に即して策定します。

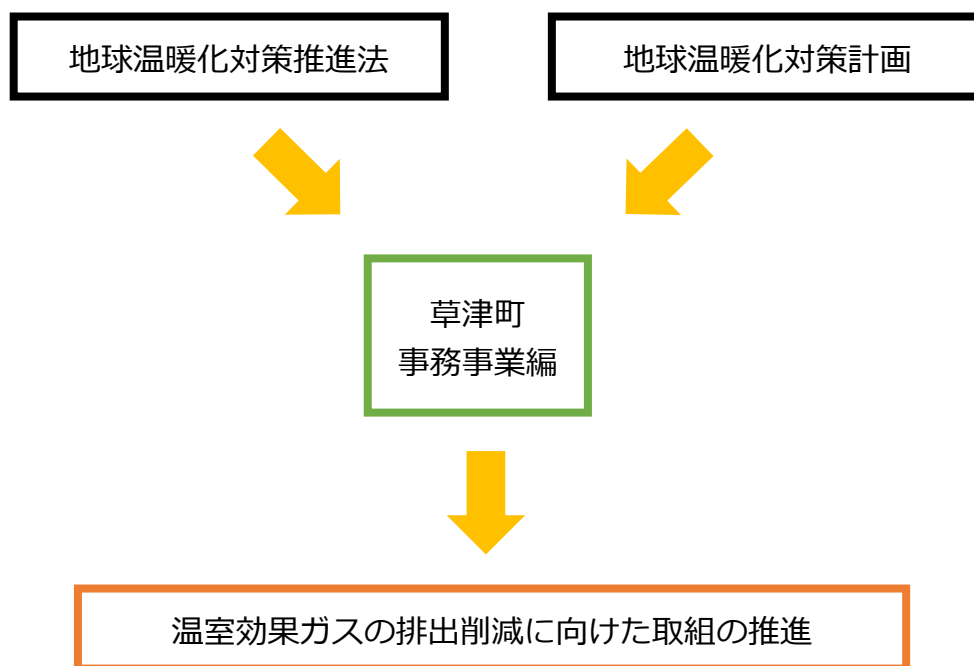


図 2 草津町事務事業編の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

草津町（役場庁舎）の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2014 年度において、312t-CO₂ となっています。2022 年度は 184 t-CO₂ となりコロナウイルスの影響により社会活動が抑制されていたため減少となりました。

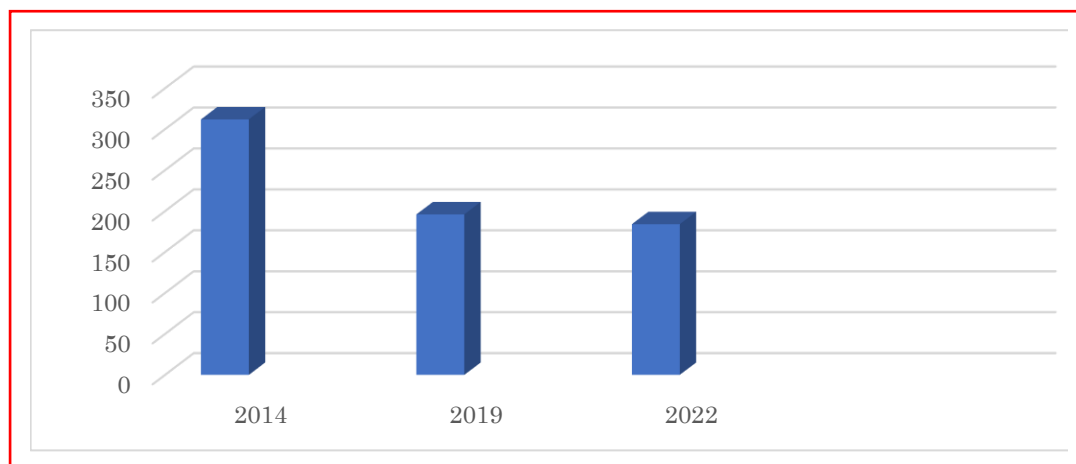


図 3 草津町（役場庁舎）の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

図 4 草津町（役場庁舎）の「温室効果ガス総排出量」の割合（2014 年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の 45%を占め、次いでA重油 42%、ガソリン 12%、その他 1%となっています。

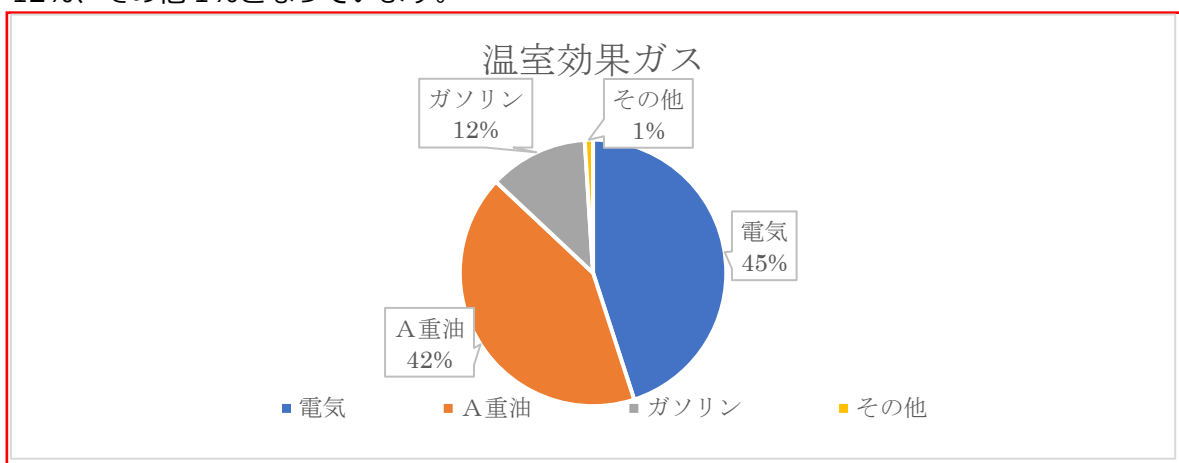


図 5 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2014 年度）

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

草津町（役場庁舎）の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を、分析しました。

① 草津町役場庁舎

減少要因

- LED 照明の導入による電気消費量の減少
- ボイラーの効率化による A 重油消費量の減少
- 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う
全体的なエネルギー消費量の減少

② 公用車

減少要因

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う研修や
出張等の減少による燃料消費量の減少
- H V 車の導入による燃費性能の優れた車の導入に伴う
燃料消費量の減少

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

草津町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を示します。

① 役場庁舎

社会活動の再開に伴い CO₂ 排出量の増加が予想されます。公共施設は、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の使用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

平均気温の上昇によりエアコンの導入など、新たな電気の需要が予想され、CO₂ 排出量が増加する恐れがあります。健康維持対策のため今後も電気の需要が続くと予想されますので、電気の使用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 公用車

研修や出張の再開による公用車の走行距離増加に伴い、CO₂ 排出量の増加が懸念されます。公用車の利用頻度も増加が予想されます。

公用車の更新に当たっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）などの燃費性能の優れた自動車へ代替することで CO₂ 排出量を減少させることができます。しかしながら草津町は寒冷地のため電動車の導入には性能を考慮するなど注意が必要です。また、利用者へのエコドライブの徹底や、Web会議等による公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、草津町（役場庁舎）の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2014 年度）比で 50%削減することを目標とします。※参考：政府実行計画に準じた数値は 50%です。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項 目	基準年度（2014 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	312t-CO ₂	156t-CO ₂
削減率	—	50%

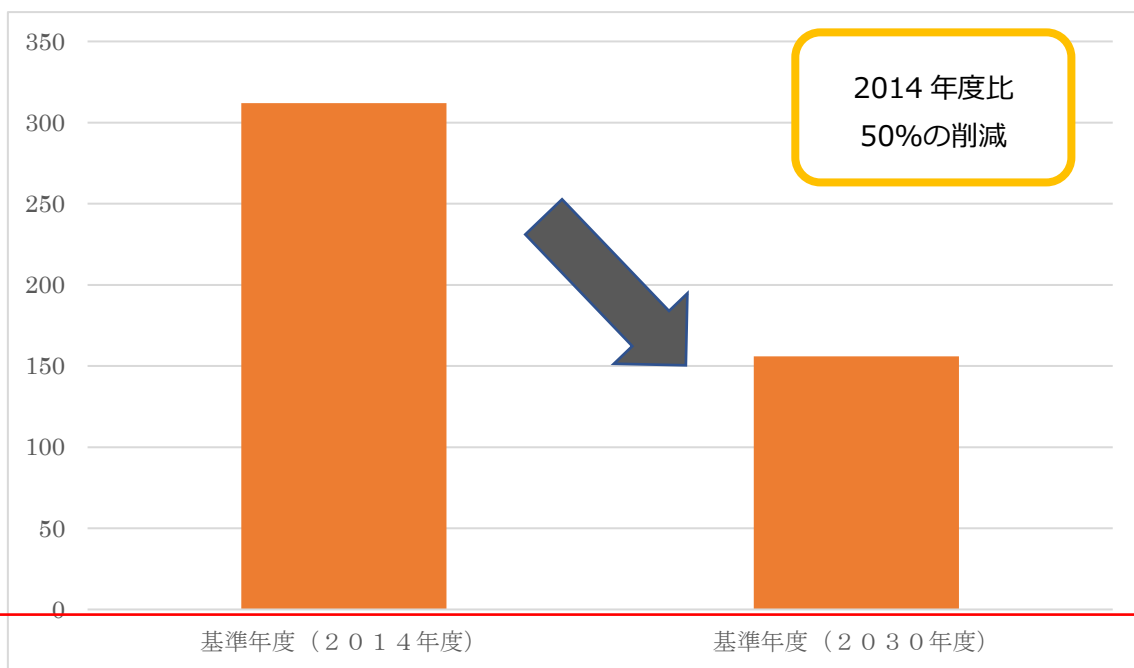


図 6 温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

「LED 照明等の省電力機器の継続利用」、「建築物における省エネルギー対策の徹底」、「電動車の導入の検討」、「太陽光発電の導入の検討」、「温泉熱の効率的な活用」を重点的な取組として位置付けます。

草津町における重点的な取組

措置	目標
LED 照明等の省電力機器の継続使用	既存設備を含めた草津町役場全体の LED 照明等の省電力機器を 100%使用し継続利用する。
電動車の検討・導入	代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新 については 2024 年度以降電動車を検討し、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車となるよう検討する。
太陽光発電の導入の調査・検討	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）に太陽光発電設備を設置することを目指す。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに調達する電力を再生可能エネルギー電力に切替出来るよう検討する。
温泉熱の効率的な活用	現在有効活用している温泉熱の研究及び活用。
廃棄物の 5R の推進（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リスペクト）	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出されるごみの分別を徹底し、5R として取組み循環型社会への移行を推進する。

(2) 取組の内容

- 1 省電力機器を継続的に使用及び導入し、省エネルギー化の実現・高効率化を目指す。
- 2 草津町は標高が高く、積雪寒冷地であるため電動車の導入については耐久性や冬季の性能を検証し、公務に使用可能か検討する。
- 3 酸性の温泉による酸害（腐食）の影響や、再生可能エネルギーの費用対効果を考慮し導入が可能か検討する。
- 4 温泉熱から得られる熱エネルギーを継続的に利用し、効率的に活用出来るよう研究を行う。（給湯、暖房、ロードヒーティング等）

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

草津町事務事業編を推進するために、副町長を委員長とする「草津町地球温暖化対策庁内

委員会」を設けます。また、各課に「地球温暖化対策推進責任者」を 1 名配置し、取組を着実に推進します。

① 草津町地球温暖化対策庁内委員会

副町長を委員長とし、各課の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。草津町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 草津町地球温暖化対策庁内委員会事務局

生活環境課長を事務局長とし、生活環境課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各担当課に 1 名配置します。基本的に、各課の長を責任者とします。各課において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

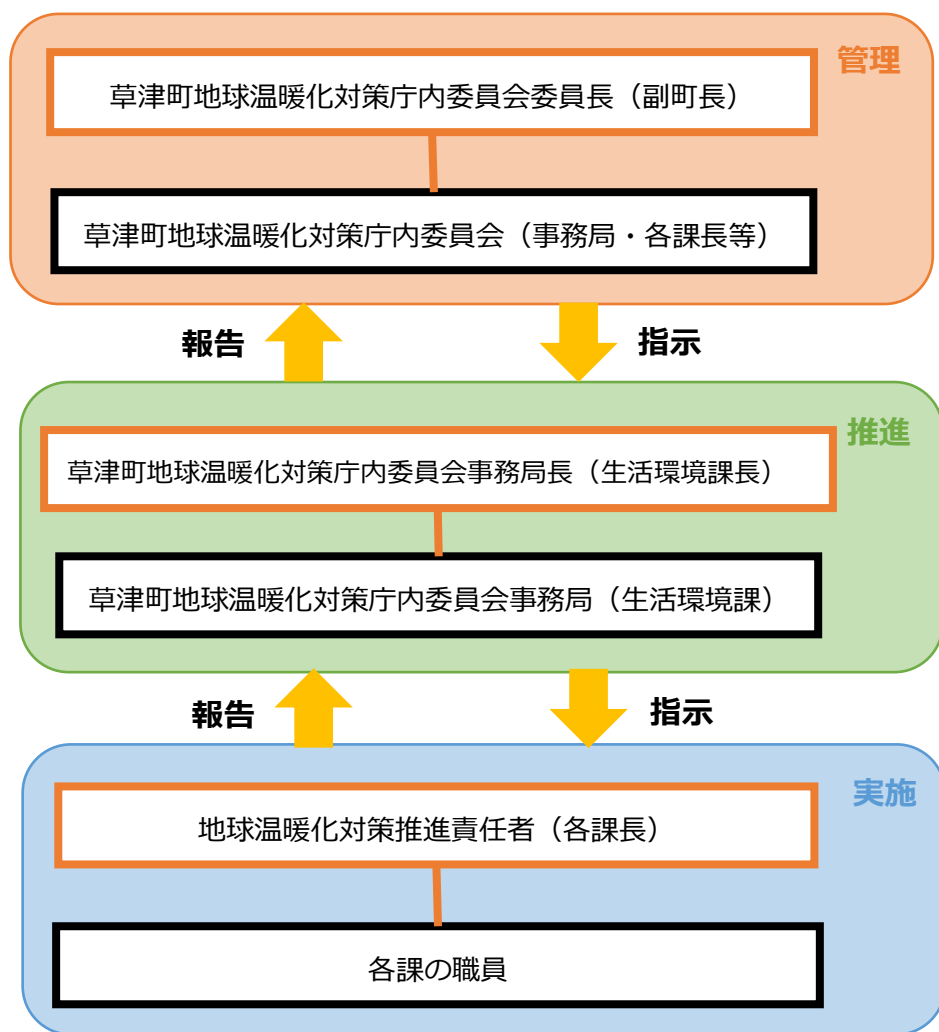


図 7 草津町事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

草津町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、草津町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

草津町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度を取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要に応じ草津町事務事業編の改定を行います。

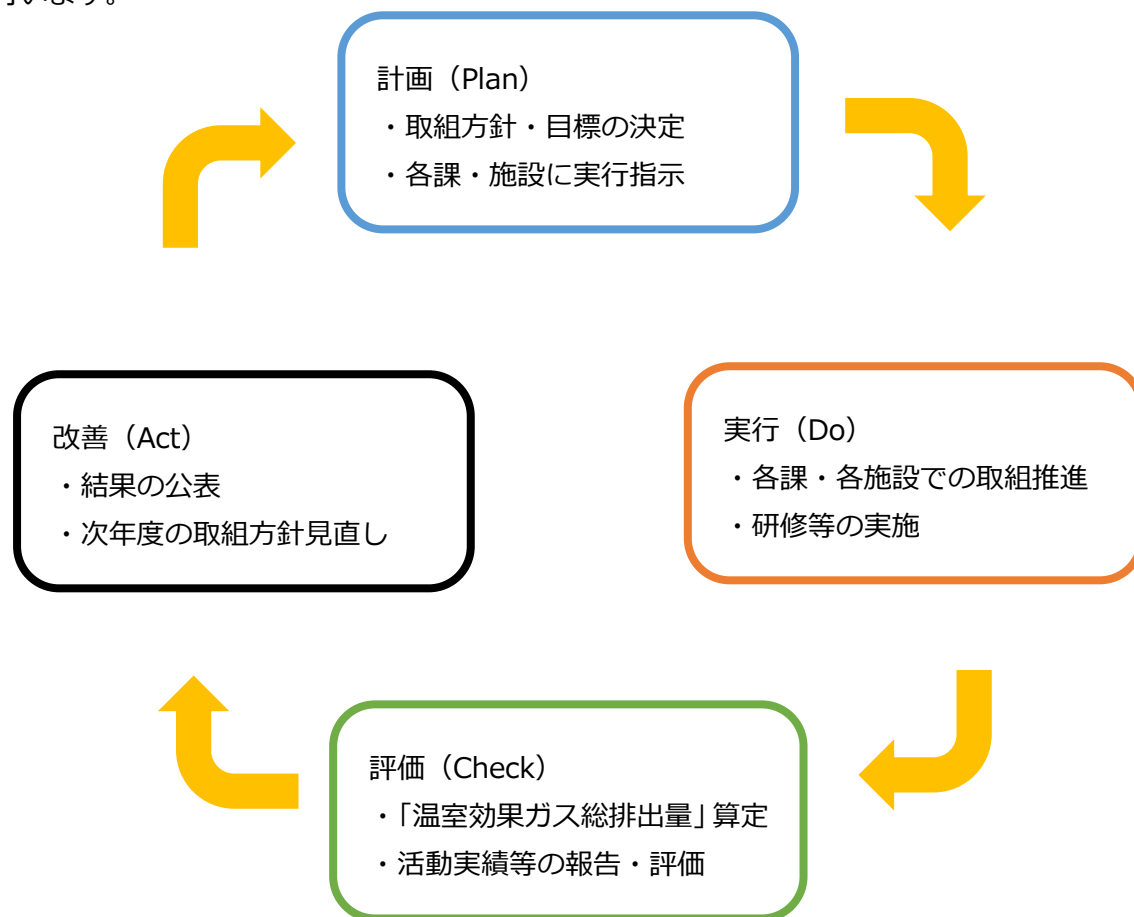


図 8 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

草津町事務事業編の進捗状況は、草津町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。